

平成27年12月15日

保護者各位

那覇市立那覇小学校
那覇市立那覇幼稚園
校(園)長 兼浜みどり
(公印省略)

微粒子状物質(PM2.5)に対する対応について(お知らせ)

日頃より、本校、本園の教育にご理解、ご協力いただき感謝いたします。
さて、中国では微粒子状物質による大気汚染問題が大きくクローズアップされています。
その微粒子状物質が沖縄へも影響があるのではないかと報道等で発表され、子ども達の健康被害について危惧しているところです。

そこで、本件に関しまして下記のと通りの対応といたします。ご家庭でお子様と確認され、対応方よろしくをお願いします。

記

1. 沖縄県環境生活部環境保全課の対応(沖縄県HPより抜粋)

微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の対応について

(1)注意喚起の実施

微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度になった場合、次のいずれかにより判断し、注意喚起を行います。

①早朝の判断基準

午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{立方メートル}$ を超えた場合。

②日中の判断基準

午前5時から午前12時までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{立方メートル}$ を超えた場合

※ 注意喚起の判断基準は、国の指針に基づき決定しております。

(2)注意喚起時の行動の目安

①不要不急の外出や屋外での激しい運動をできるだけ減らしましょう。

②室内の換気は必要最小限にしましょう。

③外出時には、マスクを着用しましょう。

④お体の弱い方は、体調の変化に気をつけましょう。

(呼吸器系や循環器系などの疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われているため、体調の変化に注意して、行動してください。)

2. 那覇小学校(幼稚園)の対応

(1)基本的には沖縄県の対応に準じることとする。

(2)沖縄県より注意喚起が発令された場合、県の行動の目安に従うこととするとともに学校(園)の対応として次の通りとする。

①運動場は使用停止とし極力室内で過ごさせる。

②教室の窓の開閉を最小限にする。

(3)児童(園児)の実態(日頃から循環器系に疾患がある場合等)により登下校時マスクの着用を勧める。(マスクは学校、幼稚園には配布用は準備していないので必ず家庭からの持参とする)

3. 12月16日の特別対応について

今回12月15日夜から16日にかけて微小粒子状物質(PM2.5)の飛来が予想されていることを鑑み16日の運動場(園庭)における活動(体育の授業・休みの時間の活動)は禁止することとします。(16日は学習発表会児童観覧日)